

「公契約条例」

が適用されています。

公契約条例とは・・・

川崎市との契約等に関わるお仕事をした労働者に支払われる[※]**賃金の下限額**を定めることで、従事する労働者の労働環境を整備することにより、質の高い工事や業務を調達していくものです。川崎市では、平成23年4月から条例を施行しています。

※ 賃金の下限額を条例では「作業報酬下限額」といいます。

対象となる契約等・労働者

対象契約等

- 1 予定価格1千万円以上の委託のうち次の6業種
警備(人的警備・駐車場管理)・建物清掃・屋外清掃
施設維持管理・電算関連業務(データ入力)
給食調理業務
※ 給食調理業務は平成28年度契約案件から

対象労働者

- 1 本契約に係る作業に従事する者
- 2 指定管理業務に従事する者

自分の賃金が作業報酬下限額より低いと感じた場合は・・・

- ・自分の作業報酬が記載された**台帳を閲覧**することができます。
- ・**申し出**をすることができます。
- ・賃金が作業報酬下限額より低い場合は、**差額を受け取る**ことができます。

申し出先(次のいずれか)

- ・ 川崎市役所 財政局資産管理部契約課
住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号: 044-200-3695 / FAX 044-200-9901
- ・ 受注者である元請事業者

※受注者は、申し出等をしたことを理由とする解雇や請負契約の解除等、不利益な取扱いをしてはならないこととなっております。

令和9年度特定業務委託契約の作業報酬下限額

(作業1時間当りの額、単位:円)

対象契約等	作業報酬下限額
特定業務委託契約 表面「対象となる契約等・労働者」の欄に記載されている契約等	1,370



発行元:川崎市役所 財政局資産管理部契約課